

困ったら行政相談委員に相談ください

行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受けて、市民なんでも相談室 ☎34-5553 行政に関する苦情や意見、要望を受け付けています。秘密は厳守します。

こんなことが相談できます

- ・道路に危険なところがあるので直して欲しい。
- ・市役所で申請した手続きの状況を知りたい。
- ・自分が給付金の対象になっているか分からないので相談したい。 など



相談日

相談は無料で、予約は不要です。直接会場にお越しください。

行政相談委員の委嘱

4月1日付けで次の人が委嘱されました。

- ・石上三丁目 おやなぎ 喜久夫
- ・興野二丁目 ささげ ゆういちろう
- ・帯織 わたなべ かずあき
- ・下大浦 おおたけ 和明
- 大竹 直登

市役所 三条庁舎 市民なんでも相談室	栄寿荘	下田サービスセンター
毎月第3火曜日 午後2時～4時	毎月第3火曜日 午後1時～3時	奇数月の第2火曜日 午前9時～正午

問い合わせ…総務省 新潟行政評価事務所 きくみみ新潟 ☎025-282-1112



区分	交付率 (上限額)	交付方法
ホップ型	4分の3以内 (10万円)	1年度に いづれか1回、 同一団体で は3回まで
ステップアップ型	2分の1以内 (30万円)	



ホームページ

対象：団体が取り組み、広く
公共の利益となる活動
申込方法：応募の手引き
(HP)を確認し、必要書類を提
出ください。
申込期限：5月8日(月)

地域経営課 ☎34-5646
コミュニティ支援交付金

市税や上下水道料金などの支払いをキャッシュレス決済でできます

収納課 ☎34-5532
上下水道課 ☎46-5900

対応のアプリをスマホにダウンロードし、送られてきた納付書にあるバーコードを読み込んで支払いください。

対応アプリ

キャッシュレス対応アプリ	市税など*	上下水道料金
au PAY au PAY (請求書支払い)	○	○
Jcoin J-Coin 請求書払い	○	○ 4/3から
d払い d払い 請求書払い	○	○ 4/3から
PayPay PayPay 請求書払い	○	○
LINE Pay 請求書支払い LINE Pay 請求書支払い	○	○
銀行Pay 銀行Pay	×	○
FamiPay FamiPay 請求書支払い	○ 4/3から (10万円以下のものみ)	○ 4/3から (5万円未満のもののみ)
PayB PayB によるお支払い	○ 4/3から	○
モバイルレジ モバイルレジ (スマートフォンによるお支払い)	○ 4/3から	×
Rakuten 楽天銀行 楽天銀行コンビニ 支払いサービス	○ 4/3から	○
R Pay 楽天ペイ (請求書払い)	○ 4/24から	×

* 市県民税 (普通徴収)、固定資産税 (都市計画税)、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料・副食費 (公立のみ)、市営・県営住宅使用料 (駐車料) のことです。

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料について

健康づくり課
☎34-5442

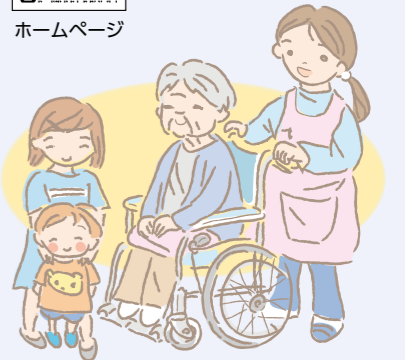
今年度の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料率は昨年度と同じです。
均等割額と平等割額が軽減される所得の基準額を変更します。
納税通知書、納入通知書は7月中旬に送ります。

国民健康保険税

区分	税率など	
医療保険分	所得割率	6.42%
	均等割額 (1人当たり)	22,500円
	平等割額 (1世帯当たり)	18,300円
	課税限度額	65万円
後期高齢者 支援金分	所得割率	2.85%
	均等割額 (1人当たり)	9,500円
	平等割額 (1世帯当たり)	7,800円
	課税限度額	22万円
介護保険分	所得割率	1.93%
	均等割額 (1人当たり)	13,000円
	課税限度額	17万円
課税限度額の合計		104万円



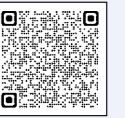
ホームページ



均等割額と平等割額が軽減される所得の基準額

軽減割合	所得の基準額
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等*1の数-1)以下
5割軽減	43万円+29万円*2+加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	43万円+53.5万円*3+加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

- *1 給与収入が55万円を超える人、公的年金収入がある人 (65歳以上は125万円超、65歳未満は60万円超)
- *2 28万5千円から29万円に変更になりました。
- *3 52万円から53万5千円に変更になりました。



ホームページ

後期高齢者医療保険料

区分	料率など
均等割額	40,400円
所得割率	7.84%
賦課限度額	66万円

均等割額が軽減される所得の基準額

軽減割合	所得の基準額	軽減後の均等割額
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等*1の数-1)以下	12,120円
5割軽減	43万円+(被保険者数×29万円*2)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	20,200円
2割軽減	43万円+(被保険者数×53.5万円*3)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	32,320円

- *1 給与収入が55万円を超える人、公的年金収入がある人 (65歳以上は125万円超、65歳未満は60万円超)
- *2 28万5千円から29万円に変更になりました。
- *3 52万円から53万5千円に変更になりました。



ホームページ

問い合わせ…健康づくり課 ☎34-5442 / 新潟県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎025-285-3222

補助対象経費	補助率	補助限度額
工事請負費	賃借料の補助がないとき	2/3 130万円
	賃借料の補助があるとき	1/2 70万円
賃借料 (敷金、礼金を除く。)	1/2	月額5万円 (12カ月)

* 県空き家再生まちづくり支援事業補助金交付要綱に定める事業や、該当建物が歴史的建造物であるときは、補助限度額を変更します。

随時申し込みを受け付けています。
対象：中心市街地にある空き家などを改修か賃借して新規に出店する個人、法人
申込期限：12月28日(木)
* 審査会に出席ください。
* 交付決定前の着工は対象外です。

新規出店事業補助金
地域経営課 ☎34-5628